

改正後

改正前

その保育所の 所在する 地域区分	その保育 所のその 月初日の 定員区分	その保育所の長 がその月初日 において設置 又は未設置 (欠員・無給) の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
2/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	円 168,780	円 19,100	円 15,920	円 12,730	円 6,360
			1, 2 歳 児	105,810	11,540	9,620	7,690	3,840
			3 歳 児	58,650	6,250	5,210	4,170	2,080
			4歳以上児	52,360	5,500	4,590	3,670	1,830
	未設置	乳 児	158,900	17,920	14,930	11,940	5,970	
		1, 2 歳 児	95,930	10,360	8,630	6,900	3,450	
		3 歳 児	48,770	5,070	4,220	3,380	1,690	
		4歳以上児	42,480	4,320	3,600	2,880	1,440	
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	162,540	18,350	15,290	12,230	6,110
			1, 2 歳 児	99,570	10,790	8,990	7,190	3,590
			3 歳 児	52,410	5,500	4,580	3,670	1,830
			4歳以上児	46,120	4,750	3,960	3,170	1,580
	未設置	乳 児	155,120	17,460	14,550	11,630	5,810	
		1, 2 歳 児	92,150	9,900	8,250	6,590	3,290	
		3 歳 児	44,990	4,610	3,840	3,070	1,530	
		4歳以上児	38,700	3,860	3,220	2,570	1,280	
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	153,570	17,280	14,390	11,510	5,750
			1, 2 歳 児	90,600	9,720	8,090	6,470	3,230
			3 歳 児	43,440	4,430	3,680	2,950	1,470
			4歳以上児	37,150	3,680	3,060	2,450	1,220
	未設置	乳 児	148,630	16,680	13,900	11,110	5,550	
		1, 2 歳 児	85,660	9,120	7,600	6,070	3,030	
		3 歳 児	38,500	3,830	3,190	2,550	1,270	
		4歳以上児	32,210	3,080	2,570	2,050	1,020	
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	146,930	16,480	13,730	10,980	5,490	
		1, 2 歳 児	83,960	8,920	7,430	5,940	2,970	
		3 歳 児	36,800	3,630	3,020	2,420	1,210	
		4歳以上児	30,510	2,880	2,400	1,920	960	
未設置	乳 児	143,220	16,040	13,360	10,680	5,340		
	1, 2 歳 児	80,250	8,480	7,060	5,640	2,820		
	3 歳 児	33,090	3,190	2,650	2,120	1,060		
	4歳以上児	26,800	2,440	2,030	1,620	810		
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	144,670	16,210	13,500	10,800	5,400	
		1, 2 歳 児	81,700	8,650	7,200	5,760	2,880	
		3 歳 児	34,540	3,360	2,790	2,240	1,120	
		4歳以上児	28,250	2,610	2,170	1,740	870	
未設置	乳 児	141,700	15,850	13,210	10,560	5,280		
	1, 2 歳 児	78,730	8,290	6,910	5,520	2,760		
	3 歳 児	31,570	3,000	2,500	2,000	1,000		
	4歳以上児	25,280	2,250	1,880	1,500	750		
151人 以上	設 置	乳 児	143,940	16,120	13,430	10,740	5,370	
		1, 2 歳 児	80,970	8,560	7,130	5,700	2,850	
		3 歳 児	33,810	3,270	2,720	2,180	1,090	
		4歳以上児	27,520	2,520	2,100	1,680	840	
未設置	乳 児	141,470	15,830	13,180	10,540	5,270		
	1, 2 歳 児	78,500	8,270	6,880	5,500	2,750		
	3 歳 児	31,340	2,980	2,470	1,980	990		
	4歳以上児	25,050	2,230	1,850	1,480	740		

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄) 円			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
i/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	167,410	18,940	15,780	12,620	6,310
			1, 2 歳 児	104,990	11,450	9,540	7,630	3,810
			3 歳 児	58,210	6,200	5,170	4,130	2,060
			4歳以上児	51,970	5,460	4,550	3,640	1,820
		未設置	乳 児	157,620	17,760	14,800	11,830	5,910
			1, 2 歳 児	95,200	10,270	8,560	6,840	3,410
	3 歳 児		48,420	5,020	4,190	3,340	1,660	
	4歳以上児		42,180	4,280	3,570	2,850	1,420	
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	161,220	18,190	15,160	12,120	6,060
			1, 2 歳 児	98,800	10,700	8,920	7,130	3,560
			3 歳 児	52,020	5,450	4,550	3,630	1,810
			4歳以上児	45,780	4,710	3,930	3,140	1,570
		未設置	乳 児	153,880	17,310	14,420	11,530	5,760
			1, 2 歳 児	91,460	9,820	8,180	6,540	3,260
	3 歳 児		44,680	4,570	3,810	3,040	1,510	
	4歳以上児		38,440	3,830	3,190	2,550	1,270	
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	152,330	17,130	14,270	11,410	5,700
			1, 2 歳 児	89,910	9,640	8,030	6,420	3,200
			3 歳 児	43,130	4,390	3,660	2,920	1,450
			4歳以上児	36,890	3,650	3,040	2,430	1,210
		未設置	乳 児	147,440	16,540	13,780	11,020	5,510
			1, 2 歳 児	85,020	9,050	7,540	6,030	3,010
	3 歳 児		38,240	3,800	3,170	2,530	1,260	
	4歳以上児		32,000	3,060	2,550	2,040	1,020	
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	145,750	16,340	13,610	10,880	5,440	
		1, 2 歳 児	83,330	8,850	7,370	5,890	2,940	
		3 歳 児	36,550	3,600	3,000	2,390	1,190	
		4歳以上児	30,310	2,860	2,380	1,900	950	
	未設置	乳 児	142,080	15,900	13,240	10,590	5,290	
		1, 2 歳 児	79,660	8,410	7,000	5,600	2,790	
3 歳 児		32,880	3,160	2,630	2,100	1,040		
4歳以上児		26,640	2,420	2,010	1,610	800		
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	143,510	16,070	13,390	10,700	5,350	
		1, 2 歳 児	81,090	8,580	7,150	5,710	2,850	
		3 歳 児	34,310	3,330	2,780	2,210	1,100	
		4歳以上児	28,070	2,590	2,160	1,720	860	
	未設置	乳 児	140,570	15,720	13,090	10,470	5,230	
		1, 2 歳 児	78,150	8,230	6,850	5,480	2,730	
3 歳 児		31,370	2,980	2,480	1,980	980		
4歳以上児		25,130	2,240	1,860	1,490	740		
151人 以上	設 置	乳 児	142,790	15,980	13,310	10,650	5,320	
		1, 2 歳 児	80,370	8,490	7,070	5,660	2,820	
		3 歳 児	33,590	3,240	2,700	2,160	1,070	
		4歳以上児	27,350	2,500	2,080	1,670	830	
	未設置	乳 児	140,350	15,690	13,070	10,450	5,220	
		1, 2 歳 児	77,930	8,200	6,830	5,460	2,720	
3 歳 児		31,150	2,950	2,460	1,960	970		
4歳以上児		24,910	2,210	1,840	1,470	730		

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
その他	45人まで	設置	乳児	166,050	18,770	15,640	12,520	6,250
			1, 2歳児	104,170	11,350	9,460	7,570	3,780
			3歳児	57,770	6,150	5,120	4,100	2,040
			4歳以上児	51,590	5,410	4,510	3,610	1,800
	45人まで	未設置	乳児	156,350	17,610	14,670	11,740	5,860
			1, 2歳児	94,470	10,190	8,490	6,790	3,390
			3歳児	48,070	4,990	4,150	3,320	1,650
			4歳以上児	41,890	4,250	3,540	2,830	1,410
	46人から 60人まで	設置	乳児	159,910	18,030	15,020	12,020	6,000
			1, 2歳児	98,030	10,610	8,840	7,070	3,530
			3歳児	51,630	5,410	4,500	3,600	1,790
			4歳以上児	45,450	4,670	3,890	3,110	1,550
	46人から 60人まで	未設置	乳児	152,640	17,160	14,300	11,440	5,710
			1, 2歳児	90,760	9,740	8,120	6,490	3,240
			3歳児	44,360	4,540	3,780	3,020	1,500
			4歳以上児	38,180	3,800	3,170	2,530	1,260
	61人から 90人まで	設置	乳児	151,090	16,980	14,140	11,320	5,650
			1, 2歳児	89,210	9,560	7,960	6,370	3,180
			3歳児	42,810	4,360	3,620	2,900	1,440
			4歳以上児	36,630	3,620	3,010	2,410	1,200
	61人から 90人まで	未設置	乳児	146,240	16,390	13,660	10,930	5,460
			1, 2歳児	84,360	8,970	7,480	5,980	2,990
			3歳児	37,960	3,770	3,140	2,510	1,250
			4歳以上児	31,780	3,030	2,530	2,020	1,010
91人から 120人まで	設置	乳児	144,580	16,190	13,490	10,800	5,390	
		1, 2歳児	82,700	8,770	7,310	5,850	2,920	
		3歳児	36,300	3,570	2,970	2,380	1,180	
		4歳以上児	30,120	2,830	2,360	1,890	940	
91人から 120人まで	未設置	乳児	140,940	15,760	13,130	10,510	5,250	
		1, 2歳児	79,060	8,340	6,950	5,560	2,780	
		3歳児	32,660	3,140	2,610	2,090	1,040	
		4歳以上児	26,480	2,400	2,000	1,600	800	
121人から 150人まで	設置	乳児	142,350	15,930	13,270	10,620	5,300	
		1, 2歳児	80,470	8,510	7,090	5,670	2,830	
		3歳児	34,070	3,310	2,750	2,200	1,090	
		4歳以上児	27,890	2,570	2,140	1,710	850	
121人から 150人まで	未設置	乳児	139,440	15,580	12,980	10,390	5,190	
		1, 2歳児	77,560	8,160	6,800	5,440	2,720	
		3歳児	31,160	2,960	2,460	1,970	980	
		4歳以上児	24,980	2,220	1,850	1,480	740	
151人以上	設置	乳児	141,650	15,840	13,200	10,560	5,270	
		1, 2歳児	79,770	8,420	7,020	5,610	2,800	
		3歳児	33,370	3,220	2,680	2,140	1,060	
		4歳以上児	27,190	2,480	2,070	1,650	820	
151人以上	未設置	乳児	139,220	15,550	12,960	10,370	5,180	
		1, 2歳児	77,340	8,130	6,780	5,420	2,710	
		3歳児	30,940	2,930	2,440	1,950	970	
		4歳以上児	24,760	2,190	1,830	1,460	730	

改正後

2 保育単価に加える加算額

その保育所の保育単価は、前項の定めにかかわらず、保育単価表による保育単価に次の(1)から(10)までによる額を加算した額とすること。

(1) (略)

(2) (略)

寒冷地手当の支給地域に所在する保育所については、次の表に掲げる額を加算すること。

次の表の「支給地域の区分」は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に定める地域とする。

改正前

2 保育単価に加える加算額

その保育所の保育単価は、前項の定めにかかわらず、保育単価表による保育単価に次の(1)から(10)までによる額を加算した額とすること。

(1) 児童用採暖費加算

すべての保育所について、児童用採暖費として次の表に掲げる額を加算すること。ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限ること。

次の表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域(以下「旧寒冷地」という。)とし、「その他の地域」は、旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。

児童用採暖費加算額表

級地区分	加算額
旧5級地	1,130円
旧4級地	960円
旧3級地	590円
旧2級地	380円
その他の地域	190円

(2) 寒冷地加算

寒冷地手当の支給地域に所在する保育所については、次の表に掲げる額を加算すること。

次の表の「支給地域の区分」は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)により改正)第1条第1号及び第2号に定める地域(以下「新寒冷地」という。)のほか、旧寒冷地のうち新寒冷地を除く地域とすること。

改正後

寒冷地加算額表

(1) 新寒冷地に所在する施設の場合

支 地 域 の 区 分	その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	その保育所のその月初日の定員区分					
			45人 まで	46人 から 60人 まで	61人 から 90人 まで	91人 から 120人 まで	121人 から 150人 まで	151人 以上
1級地	設置	乳児	円	円	円	円	円	円
		1, 2歳児	2,490	2,420	2,220	2,170	2,140	2,120
		3歳児	1,480	1,410	1,210	1,160	1,130	1,110
		4歳以上児	670	600	400	350	320	300
	未設置	乳児	2,360	2,320	2,150	2,120	2,100	2,090
		1, 2歳児	1,350	1,310	1,140	1,110	1,090	1,080
		3歳児	540	500	330	300	280	270
		4歳以上児						
2級地	設置	乳児	2,230	2,170	1,990	1,940	1,920	1,900
		1, 2歳児	1,320	1,260	1,080	1,030	1,010	990
		3歳児	600	540	360	310	290	270
		4歳以上児						
	未設置	乳児	2,110	2,080	1,930	1,900	1,880	1,870
		1, 2歳児	1,200	1,170	1,020	990	970	960
		3歳児	480	450	300	270	250	240
		4歳以上児						
3級地	設置	乳児	2,190	2,130	1,950	1,910	1,880	1,860
		1, 2歳児	1,300	1,240	1,060	1,020	990	970
		3歳児	590	530	350	310	280	260
		4歳以上児						
	未設置	乳児	2,070	2,040	1,890	1,860	1,850	1,830
		1, 2歳児	1,180	1,150	1,000	970	960	940
		3歳児	470	440	290	260	250	230
		4歳以上児						
4級地	設置	乳児	1,740	1,690	1,550	1,510	1,490	1,480
		1, 2歳児	1,030	980	840	800	780	770
		3歳児	470	420	280	240	220	210
		4歳以上児						
	未設置	乳児	1,640	1,620	1,500	1,480	1,460	1,450
		1, 2歳児	930	910	790	770	750	740
		3歳児	370	350	230	210	190	180
		4歳以上児						

改正前

寒冷地加算額表

(1) 新寒冷地に所在する施設の場合

支 地 域 の 区 分	その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	その保育所のその月初日の定員区分					
			45人 まで	46人 から 60人 まで	61人 から 90人 まで	91人 から 120人 まで	121人 から 150人 まで	151人 以上
新1級地	設置	乳児	円	円	円	円	円	円
		1, 2歳児	2,490	2,420	2,220	2,170	2,140	2,120
		3歳児	1,480	1,410	1,210	1,160	1,130	1,110
		4歳以上児	670	600	400	350	320	300
	未設置	乳児	2,360	2,320	2,150	2,120	2,100	2,090
		1, 2歳児	1,350	1,310	1,140	1,110	1,090	1,080
		3歳児	540	500	330	300	280	270
		4歳以上児						
新2級地	設置	乳児	2,230	2,170	1,990	1,940	1,920	1,900
		1, 2歳児	1,320	1,260	1,080	1,030	1,010	990
		3歳児	600	540	360	310	290	270
		4歳以上児						
	未設置	乳児	2,110	2,080	1,930	1,900	1,880	1,870
		1, 2歳児	1,200	1,170	1,020	990	970	960
		3歳児	480	450	300	270	250	240
		4歳以上児						
新3級地	設置	乳児	2,190	2,130	1,950	1,910	1,880	1,860
		1, 2歳児	1,300	1,240	1,060	1,020	990	970
		3歳児	590	530	350	310	280	260
		4歳以上児						
	未設置	乳児	2,070	2,040	1,890	1,860	1,850	1,830
		1, 2歳児	1,180	1,150	1,000	970	960	940
		3歳児	470	440	290	260	250	230
		4歳以上児						
新4級地	設置	乳児	1,740	1,690	1,550	1,510	1,490	1,480
		1, 2歳児	1,030	980	840	800	780	770
		3歳児	470	420	280	240	220	210
		4歳以上児						
	未設置	乳児	1,640	1,620	1,500	1,480	1,460	1,450
		1, 2歳児	930	910	790	770	750	740
		3歳児	370	350	230	210	190	180
		4歳以上児						

改正後

(2) 削除

改正前

(2) 旧寒冷地に所在する施設の場合

支 地 区	給 の 分	その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	その保育所のその月初日の定員区分					
				45人 まで	46人 から 60人 まで	61人 から 90人 まで	91人 から 120人 まで	121人 から 150人 まで	151人 以上
旧5級地	設 置		乳 児	円 810	円 780	円 720	円 700	円 690	円 680
			1, 2 歳 児	480	450	390	370	360	350
			3 歳 児	220	190	130	110	100	90
			4 歳 以上 児						
	未設置		乳 児	760	750	700	680	680	670
			1, 2 歳 児	430	420	370	350	350	340
			3 歳 児						
			4 歳 以上 児	170	160	110	90	90	80
旧4級地	設 置		乳 児	10	10	10	10	10	10
			1, 2 歳 児	10	10	10	10	10	10
			3 歳 児						
			4 歳 以上 児	10	10	10	10	10	10
	未設置		乳 児	10	10	10	10	10	10
			1, 2 歳 児	10	10	10	10	10	10
			3 歳 児						
			4 歳 以上 児	10	10	10	10	10	10

改正後

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 降灰除去費加算

活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)の規定に基づく降灰防除地域に所在する保育所については、火山の爆発による保育所の建物、工作物、敷地等の降灰除去を行うために要する費用として1施設当たり降灰除去費138,700円を2月分の保育単価に加算すること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

改正前

(3) 単身赴任手当加算

別に定めるところにより、単身赴任手当加算費を必要とするものと認定された場合の保育単価を加算すること。

(4) 事務用採暖費の加算

北海道に所在する保育所については、事務用採暖費として120円を加算すること。

(5) 除雪費加算

豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づく地域に所在する保育所については、保育所の建物、工作物等の除雪及び雪囲いを行うに要する費用として除雪費5,650円を2月分の保育単価に加算すること。

(6) 降灰除去費加算

活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)の規定に基づく降灰防除地域に所在する保育所については、火山の爆発による保育所の建物、工作物、敷地等の降灰除去を行うために要する費用として1施設当たり降灰除去費139,020円を2月分の保育単価に加算すること。

(7) 入所児童(者)処遇特別加算費の加算

別に定めるところにより、入所児童(者)処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合の認定額を加算すること。

(8) 施設機能強化推進費の加算

別に定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合の認定額を加算すること。

(9) 保育所事務職員雇上費の加算

別に定めるところにより、事務職員雇上費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

改正後

事務職員雇上費加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 45人	1,020	120	100	80	40
46人～ 60人	760	90	70	60	30
61人～ 90人	510	60	50	40	20
91人～ 120人	380	40	30	30	10
121人～ 150人	300	30	30	20	10
151人～	250	30	20	20	10

(10) 主任保育士の専任加算

別に定めるところにより、主任保育士の専任加算費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

主任保育士の専任加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 45人	5,500	660	550	440	220
46人～ 60人	4,120	490	410	330	160
61人～ 90人	2,750	330	270	220	110
91人～ 120人	2,060	240	200	160	80
121人～ 150人	1,650	190	160	130	60
151人～	1,370	160	130	110	50

3 (略)

改正前

事務職員雇上費加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 45人		円	円	円	円
平成19年9月まで	510	60	50	40	20
平成19年10月から	1,020	120	100	80	40
46人～ 60人	760	90	70	60	30
61人～ 90人	510	60	50	40	20
91人～ 120人	380	40	30	30	10
121人～ 150人	300	30	30	20	10
151人～	250	30	20	20	10

(10) 主任保育士の専任加算

別に定めるところにより、主任保育士の専任加算費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

主任保育士の専任加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 45人	5,470	650	540	430	210
46人～ 60人	4,100	490	410	320	160
61人～ 90人	2,730	320	270	210	100
91人～ 120人	2,050	240	200	160	80
121人～ 150人	1,640	190	160	130	60
151人～	1,360	160	130	100	50

3 保育単価の特例

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、保育所の運営について、特別の事由があるため1及び2による保育単価によることが適当でないこと認められるときは、厚生労働大臣の承認を得て別に定める保育単価によることができること。

4 (略)

算式1 (略)

算式2 (略)

算式3 (略)

4 支弁額の算式及び支弁義務

市町村は、法第51条第4号の規定により各月その保育所に対し、次の算式によって算定した額の合計額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。

ただし、私立認定保育所については、次の算式によって計算した額の合計額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第4号に規定する保育料額を控除した額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。

なお、算定に用いる入所児童の数は、別に定める場合を除き、その保育所の定員をこえないものとする。

算式1 (各月初日の入所児童の場合)

乳児保育単価 × その月初日の乳児入所児童数

1～2歳児保育単価 × その月初日の1～2歳児入所児童数

3歳児保育単価 × その月初日の3歳児入所児童数

4歳以上児保育単価 × その月初日の4歳以上児入所児童数

算式2 (月途中入所児童の場合)

乳児保育単価 × その月の月途中入所日からの開所日数
(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

1～2歳児保育単価 × その月の月途中入所日からの開所日数
(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

3歳児保育単価 × その月の月途中入所日からの開所日数
(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

4歳以上児保育単価 × その月の月途中入所日からの開所日数
(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

算式3 (月途中退所児童の場合)

乳児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数
(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

1～2歳児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数
(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

3歳児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数
(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

4歳以上児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数
(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

改正後

改正前

第4 徴収金(保育料)基準額
1 (略)

算式1 (略)

算式2 (略)

第4 徴収金(保育料)基準額

1 基準額の算定方法

その年度における徴収金(保育料)基準額は、その地方公共団体における各月初日の入所児童について、児童単位に、次の表の各月初日のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定める基準額と月途中入退所に係る入所児童の次により算定した額の年間の合算額とすること。

算式1 (月途中入所児童の場合)

次の表のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額×その月の月途中入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

算式2 (月途中退所児童の場合)

次の表のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額×その月の月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

保育所徴収金(保育料)基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金(保育料)基準額(月額)	
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円	6,000円
第3階層	市町村民税非課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	市町村民税課税世帯	30,000円	27,000円 (保育単価限度)
第5階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
第6階層	40,000円未満	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
第7階層	40,000円以上 103,000円未満	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)
	103,000円以上 413,000円未満		
	413,000円以上		

保育所徴収金(保育料)基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金(保育料)基準額(月額)	
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円	6,000円
第3階層	市町村民税非課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	市町村民税課税世帯	30,000円	27,000円 (保育単価限度)
第5階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
第6階層	72,000円未満	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
第7階層	72,000円以上 180,000円未満	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)
	180,000円以上 459,000円未満		
	459,000円以上		

備考

- 1 この表の第3階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。

また、この表の第4階層～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) (略)
 (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項
 (3) (略)

2 (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

① (略)

② (略)

③ (略)

④ (略)

(3) (略)

備考

- 1 この表の第3階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。

また、この表の第4階層～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)第14条による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
 (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2第1項
 (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条
- 2 この表の「保育単価」とは、乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の保育単価から民間施設給与等改善費加算額、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費及び施設機能強化推進費を控除した額をいう。
- 3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金(保育料)基準額とする。
- (1) 「母子世帯等」… 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。
- (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」… 次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
- ① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
- ② 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を請けた者。
- ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。
- (3) 「その他の世帯」… 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯。

改正後

4 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金(保育料)の額とする。

ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、3に掲げる徴収金(保育料)基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している就学前児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表に定める額
イ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用しているア以外の就学前児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表×0.5
ウ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している上記以外の就学前児童	徴収金(保育料)基準額表×0.1

(注)10円未満の端数は切り捨てる。

2 (略)

改正前

階層区分	徴収金(保育料)基準額(月額)	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0円	0円
第3階層	18,500円	15,500円

4 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金(保育料)の額とする。

ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、3に掲げる徴収金(保育料)基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表に定める額
イ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所しているア以外の児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表×0.5
ウ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している上記以外の児童	徴収金(保育料)基準額表×0.1

(注)10円未満の端数は切り捨てる。

2 徴収金(保育料)基準額の特例

その市町村の全地域又は相当地域にわたる災害等の特別な理由により1による基準額により難いときは、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の申請に基づいて厚生労働大臣の定めるところによることができること。

(案)

雇 児 発 第 ※ 号
平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局長

『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」
通知の施行について』の一部改正について

標記の昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5厚生省児童家庭局長通知の一部を次のとおり改正し、平成20年4月分の運営費の支弁、徴収及び負担から適用することとしたので通知する。

記

1. 第1の1の本文中、「地域差を19区分」を「地域差を11区分」に改める。

(案)

雇 児 発 第 ※ 号
平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成20年度小規模保育所に係る保育単価について

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第3の3により、小規模保育所（平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知「小規模保育所の設置認可等について」により承認され、同通知の第1の2のただし書の適用を受けたもの）に適用される保育単価を別紙のとおり定め、平成20年度分について適用することとしたので通知する。

なお、保育単価に含まれている管理費は別紙（参考）のとおりである。

別 紙

小規模保育所適用保育単価表

その保育所の その月の 定員区分	その保育所の 所在する 地域区分	その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
					12.0% 加算分 円	10.0% 加算分 円	8.0% 加算分 円	4.0% 加算分 円
20人	16/100 地域	設 置	乳 児	223,090	25,620	21,340	17,080	8,530
			1, 2 歳 児	152,320	17,130	14,270	11,410	5,700
			3 歳 児	99,700	11,180	9,310	7,450	3,720
			4 歳 以上 児	92,630	10,340	8,610	6,890	3,440
	未 設 置	乳 児	197,740	22,570	18,810	15,050	7,520	
		1, 2 歳 児	126,970	14,080	11,740	9,380	4,690	
		3 歳 児	74,350	8,130	6,780	5,420	2,710	
		4 歳 以上 児	67,280	7,290	6,080	4,860	2,430	
	13/100 地域	設 置	乳 児	218,200	25,030	20,860	16,680	8,330
			1, 2 歳 児	149,070	16,730	13,950	11,150	5,570
			3 歳 児	97,600	10,920	9,110	7,280	3,630
			4 歳 以上 児	90,690	10,100	8,420	6,730	3,360
	未 設 置	乳 児	193,500	22,070	18,390	14,710	7,350	
		1, 2 歳 児	124,370	13,770	11,480	9,180	4,590	
		3 歳 児	72,900	7,960	6,640	5,310	2,650	
		4 歳 以上 児	65,990	7,140	5,950	4,760	2,380	
	12/100 地域	設 置	乳 児	216,580	24,840	20,690	16,550	8,270
			1, 2 歳 児	148,000	16,610	13,830	11,060	5,530
			3 歳 児	96,900	10,850	9,030	7,220	3,610
			4 歳 以上 児	90,050	10,030	8,350	6,680	3,340
	未 設 置	乳 児	192,090	21,900	18,250	14,590	7,290	
		1, 2 歳 児	123,510	13,670	11,390	9,100	4,550	
		3 歳 児	72,410	7,910	6,590	5,260	2,630	
		4 歳 以上 児	65,560	7,090	5,910	4,720	2,360	
	10/100 地域	設 置	乳 児	213,310	24,440	20,360	16,290	8,140
			1, 2 歳 児	145,820	16,340	13,610	10,890	5,440
			3 歳 児	95,490	10,670	8,890	7,110	3,550
			4 歳 以上 児	88,750	9,870	8,220	6,580	3,290
未 設 置	乳 児	189,270	21,550	17,960	14,360	7,170		
	1, 2 歳 児	121,780	13,450	11,210	8,960	4,470		
	3 歳 児	71,450	7,780	6,490	5,180	2,580		
	4 歳 以上 児	64,710	6,980	5,820	4,650	2,320		
9/100 地域	設 置	乳 児	211,690	24,250	20,210	16,170	8,080	
		1, 2 歳 児	144,750	16,210	13,510	10,810	5,400	
		3 歳 児	94,800	10,590	8,820	7,060	3,520	
		4 歳 以上 児	88,110	9,790	8,160	6,530	3,260	
未 設 置	乳 児	187,860	21,390	17,830	14,260	7,130		
	1, 2 歳 児	120,920	13,350	11,130	8,900	4,450		
	3 歳 児	70,970	7,730	6,440	5,150	2,570		
	4 歳 以上 児	64,280	6,930	5,780	4,620	2,310		
8/100 地域	設 置	乳 児	210,060	24,050	20,040	16,030	8,010	
		1, 2 歳 児	143,660	16,080	13,400	10,710	5,350	
		3 歳 児	94,100	10,500	8,750	7,000	3,490	
		4 歳 以上 児	87,460	9,710	8,090	6,470	3,230	
未 設 置	乳 児	186,450	21,220	17,680	14,150	7,070		
	1, 2 歳 児	120,050	13,250	11,040	8,830	4,410		
	3 歳 児	70,490	7,670	6,390	5,120	2,550		
	4 歳 以上 児	63,850	6,880	5,730	4,590	2,290		
7/100 地域	設 置	乳 児	208,430	23,860	19,880	15,900	7,950	
		1, 2 歳 児	142,570	15,960	13,290	10,630	5,310	
		3 歳 児	93,390	10,430	8,680	6,940	3,470	
		4 歳 以上 児	86,810	9,640	8,030	6,420	3,210	
未 設 置	乳 児	185,040	21,050	17,540	14,030	7,010		
	1, 2 歳 児	119,180	13,150	10,950	8,760	4,370		
	3 歳 児	70,000	7,620	6,340	5,070	2,530		
	4 歳 以上 児	63,420	6,830	5,690	4,550	2,270		

その保育所の その月の 定員区分	その保育所の 所在する 地域区分	その保育所の長 がその月初日 において設置 又は未設置 (欠員・無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
20人	6/100 地域	設 置	乳児	206,800	23,660	19,720	15,770	7,880
			1, 2歳児	141,500	15,820	13,190	10,540	5,260
			3歳児	92,700	10,340	8,620	6,890	3,440
			4歳以上児	86,170	9,560	7,970	6,370	3,180
	未設置	乳児	183,620	20,880	17,400	13,920	6,960	
		1, 2歳児	118,320	13,040	10,870	8,690	4,340	
		3歳児	69,520	7,560	6,300	5,040	2,520	
		4歳以上児	62,990	6,780	5,650	4,520	2,260	
	4/100 地域	設 置	乳児	203,540	23,270	19,390	15,510	7,750
			1, 2歳児	139,320	15,560	12,970	10,370	5,180
			3歳児	91,290	10,170	8,480	6,780	3,380
			4歳以上児	84,870	9,400	7,840	6,270	3,130
	未設置	乳児	180,800	20,550	17,110	13,690	6,840	
		1, 2歳児	116,580	12,840	10,690	8,550	4,270	
		3歳児	68,550	7,450	6,200	4,960	2,470	
		4歳以上児	62,130	6,680	5,560	4,450	2,220	
	3/100 地域	設 置	乳児	201,910	23,080	19,230	15,380	7,690
			1, 2歳児	138,240	15,440	12,860	10,290	5,140
			3歳児	90,590	10,090	8,400	6,720	3,360
			4歳以上児	84,230	9,330	7,770	6,220	3,110
未設置	乳児	179,380	20,370	16,980	13,570	6,780		
	1, 2歳児	115,710	12,730	10,610	8,480	4,230		
	3歳児	68,060	7,380	6,150	4,910	2,450		
	4歳以上児	61,700	6,620	5,520	4,410	2,200		
その他 地域	設 置	乳児	197,030	22,480	18,740	14,990	7,490	
		1, 2歳児	134,990	15,040	12,540	10,030	5,010	
		3歳児	88,490	9,830	8,200	6,550	3,270	
		4歳以上児	82,290	9,090	7,580	6,060	3,030	
未設置	乳児	175,160	19,860	16,550	13,240	6,610		
	1, 2歳児	113,120	12,420	10,350	8,280	4,130		
	3歳児	66,620	7,210	6,010	4,800	2,390		
	4歳以上児	60,420	6,470	5,390	4,310	2,150		

その保育所の その月の 定員区分	その保育所の 所在する 地域区分	その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
21人 から 30人 まで	16/100 地域	設置	乳児	199,930	22,840	19,030	15,230	7,610
			1,2歳児	129,160	14,350	11,960	9,560	4,780
			3歳児	76,540	8,400	7,000	5,600	2,800
			4歳以上児	69,470	7,560	6,300	5,040	2,520
	16/100 地域	未設置	乳児	183,020	20,810	17,340	13,870	6,930
			1,2歳児	112,250	12,320	10,270	8,200	4,100
			3歳児	59,630	6,370	5,310	4,240	2,120
			4歳以上児	52,560	5,530	4,610	3,680	1,840
	13/100 地域	設置	乳児	195,550	22,310	18,590	14,870	7,430
			1,2歳児	126,420	14,010	11,680	9,340	4,670
			3歳児	74,950	8,200	6,840	5,470	2,730
			4歳以上児	68,040	7,380	6,150	4,920	2,460
	13/100 地域	未設置	乳児	179,090	20,340	16,950	13,550	6,770
			1,2歳児	109,960	12,040	10,040	8,020	4,010
			3歳児	58,490	6,230	5,200	4,150	2,070
			4歳以上児	51,580	5,410	4,510	3,600	1,800
	12/100 地域	設置	乳児	194,100	22,140	18,450	14,750	7,370
			1,2歳児	125,520	13,910	11,590	9,260	4,630
			3歳児	74,420	8,150	6,790	5,420	2,710
			4歳以上児	67,570	7,330	6,110	4,880	2,440
	12/100 地域	未設置	乳児	177,780	20,180	16,810	13,450	6,720
			1,2歳児	109,200	11,950	9,950	7,960	3,980
			3歳児	58,100	6,190	5,150	4,120	2,060
			4歳以上児	51,250	5,370	4,470	3,580	1,790
10/100 地域	設置	乳児	191,180	21,780	18,150	14,520	7,250	
		1,2歳児	123,690	13,680	11,400	9,120	4,550	
		3歳児	73,360	8,010	6,680	5,340	2,660	
		4歳以上児	66,620	7,210	6,010	4,810	2,400	
10/100 地域	未設置	乳児	175,150	19,860	16,550	13,240	6,610	
		1,2歳児	107,660	11,760	9,800	7,840	3,910	
		3歳児	57,330	6,090	5,080	4,060	2,020	
		4歳以上児	50,590	5,290	4,410	3,530	1,760	
9/100 地域	設置	乳児	189,730	21,620	18,010	14,410	7,200	
		1,2歳児	122,790	13,580	11,310	9,050	4,520	
		3歳児	72,840	7,960	6,620	5,300	2,640	
		4歳以上児	66,150	7,160	5,960	4,770	2,380	
9/100 地域	未設置	乳児	173,840	19,710	16,420	13,140	6,570	
		1,2歳児	106,900	11,670	9,720	7,780	3,890	
		3歳児	56,950	6,050	5,030	4,030	2,010	
		4歳以上児	50,260	5,250	4,370	3,500	1,750	
8/100 地域	設置	乳児	188,270	21,440	17,870	14,290	7,140	
		1,2歳児	121,870	13,470	11,230	8,970	4,480	
		3歳児	72,310	7,890	6,580	5,260	2,620	
		4歳以上児	65,670	7,100	5,920	4,730	2,360	
8/100 地域	未設置	乳児	172,530	19,550	16,290	13,030	6,510	
		1,2歳児	106,130	11,580	9,650	7,710	3,850	
		3歳児	56,570	6,000	5,000	4,000	1,990	
		4歳以上児	49,930	5,210	4,340	3,470	1,730	
7/100 地域	設置	乳児	186,820	21,260	17,720	14,170	7,080	
		1,2歳児	120,960	13,360	11,130	8,900	4,440	
		3歳児	71,780	7,830	6,520	5,210	2,600	
		4歳以上児	65,200	7,040	5,870	4,690	2,340	
7/100 地域	未設置	乳児	171,220	19,390	16,160	12,930	6,460	
		1,2歳児	105,360	11,490	9,570	7,660	3,820	
		3歳児	56,180	5,960	4,960	3,970	1,980	
		4歳以上児	49,600	5,170	4,310	3,450	1,720	

その保育所の 月初日 定員区分	その保育所の 所在する 地域区分	その保育所が その月初日に おいて設置又 は未設置（欠員・ 無給）の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
					12.0% 加算分 円	10.0% 加算分 円	8.0% 加算分 円	4.0% 加算分 円
21人 から 30人 まで	6/100 地域	設 置	乳 児	185,360	21,090	17,570	14,060	7,030
			1, 2歳児	120,060	13,250	11,040	8,830	4,410
			3 歳児	71,260	7,770	6,470	5,180	2,590
			4 歳以上児	64,730	6,990	5,820	4,660	2,330
	6/100 地域	未 設 置	乳 児	169,900	19,230	16,030	12,820	6,410
			1, 2歳児	104,600	11,390	9,500	7,590	3,790
			3 歳児	55,800	5,910	4,930	3,940	1,970
			4 歳以上児	49,270	5,130	4,280	3,420	1,710
	4/100 地域	設 置	乳 児	182,450	20,740	17,280	13,820	6,910
			1, 2歳児	118,230	13,030	10,860	8,680	4,340
			3 歳児	70,200	7,640	6,370	5,090	2,540
			4 歳以上児	63,780	6,870	5,730	4,580	2,290
4/100 地域	未 設 置	乳 児	167,290	18,920	15,760	12,610	6,300	
		1, 2歳児	103,070	11,210	9,340	7,470	3,730	
		3 歳児	55,040	5,820	4,850	3,880	1,930	
		4 歳以上児	48,620	5,050	4,210	3,370	1,680	
3/100 地域	設 置	乳 児	180,980	20,570	17,140	13,700	6,850	
		1, 2歳児	117,310	12,930	10,770	8,610	4,300	
		3 歳児	69,660	7,580	6,310	5,040	2,520	
		4 歳以上児	63,300	6,820	5,680	4,540	2,270	
3/100 地域	未 設 置	乳 児	165,970	18,760	15,640	12,500	6,250	
		1, 2歳児	102,300	11,120	9,270	7,410	3,700	
		3 歳児	54,650	5,770	4,810	3,840	1,920	
		4 歳以上児	48,290	5,010	4,180	3,340	1,670	
その他 地域	設 置	乳 児	176,620	20,040	16,700	13,360	6,670	
		1, 2歳児	114,580	12,600	10,500	8,400	4,190	
		3 歳児	68,080	7,390	6,160	4,920	2,450	
		4 歳以上児	61,880	6,650	5,540	4,430	2,210	
その他 地域	未 設 置	乳 児	162,040	18,290	15,240	12,190	6,090	
		1, 2歳児	100,000	10,850	9,040	7,230	3,610	
		3 歳児	53,500	5,640	4,700	3,750	1,870	
		4 歳以上児	47,300	4,900	4,080	3,260	1,630	

別 紙 (参 考)

小規模保育所適用保育単価に含まれている管理費

その保育所の その月初日の 定員区分	その保育所の長がその月 初日において設置又は未 設置(欠員・無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	管 理 費
20人	設 置	乳 児	14,639
		1, 2 歳 児	9,497
		3 歳 児	5,897
		4 歳以上児	5,383
	未 設 置	乳 児	14,347
		1, 2 歳 児	9,205
		3 歳 児	5,605
		4 歳以上児	5,091
21人から 30人まで	設 置	乳 児	13,249
		1, 2 歳 児	8,107
		3 歳 児	4,507
		4 歳以上児	3,993
	未 設 置	乳 児	13,053
		1, 2 歳 児	7,911
		3 歳 児	4,311
		4 歳以上児	3,797